

(報道発表資料)

令和6年10月25日
京都市文化市民局

〔担当：市民スポーツ振興室〕
〔電話：075-222-3135〕

使用済み人工芝の無償譲渡先を募集！



京都市では、今年度の宝が池公園運動施設球技場人工芝改修工事において使用済み人工芝を再利用し、廃棄物等の抑制を図りました。

この度、今後予定している下鳥羽公園球技場の人工芝改修でも、使用済み人工芝の再利用に向けて、同球技場で使用した人工芝、人工芝基布及び充填材（ゴムチップ及び珪砂）（以下「人工芝等」という。）について、無償譲渡先を募集します。

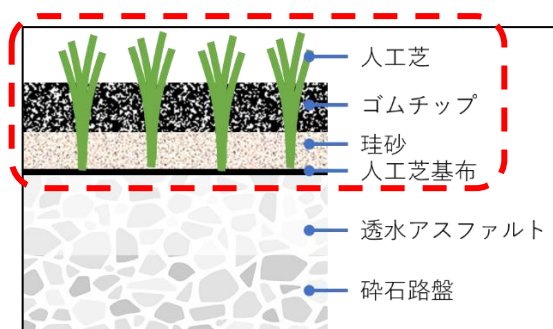
1 譲渡予定の人工芝等について

- (1) 施設名称
下鳥羽公園球技場（約 8,200 m²）
- (2) 引渡時期
令和7年8～9月頃
- (3) 状態
耐用年数の10年程度が経過し、一部に劣化が見られますが、休憩スペースや軽い運動などでの日常的な利用は可能と思われます。



2 譲渡予定の内容について

- (1) 人工芝等（右下図の赤点線枠内）を無償で譲渡する予定です。
- (2) 人工芝及び人工芝基布と、充填材とを分別し、これらを1セットとして譲渡する予定です。ただし、引取先において充填材を再利用されないときでも、セット単位とします。
- (3) 人工芝及び人工芝基布（幅約1.8m×長さ約10mのサイズ）はロール状にしており、その直径は約50cmです。また、重量は、1本あたり70～80kg程度です。
充填材の重量は、フレコンバック1袋あたり700～800kg程度です。



- (4) 運搬、設置等に要する費用、充填材の処分費その他一切の費用については、引取先に御負担いただきます。
- (5) 京都市公有財産及び物品条例第 11 条第 2 号により、公益上の必要性が認められない場合*は譲渡いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ※ 引取先が民間企業であるとき、利用目的が営利活動であるとき等

3 譲渡予定の対象者について

運搬、設置、使用及び廃棄に当たっては、責任ある適切な遂行が求められることから、引取先を法人に限定します（個人不可）。

なお、次の(1)～(3)に該当する場合は、お申し出いただけません。

- (1) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団員等並びに同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 法人又はその代表者が、次のア～エに掲げる税等を滞納している者
- ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者
- ※ 申出多数のときは、京都市内の公的機関、教育機関等を優先させていただきます。

4 申出方法について

令和 6 年 10 月 25 日（金）午前 10 時から 11 月 29 日（金）午後 4 時までに、

別紙「調査票」を E-Mail で提出してください。

- ※ **別紙**の「諸条件」シートを必ず御確認のうえ、「調査票」シートの確認欄にを入れてください。がない場合は、申出がなかったものと取り扱うときがあります。
- ※ 令和 6 年 12 月中旬頃に、申出者に対して本事業の実施方針を通知します。それ以降における引取先の都合、人工芝の状態等を理由とするキャンセルは、いかなる場合でもお受けできません。

5 現地見について

原則として平日の午前 9 時～午後 5 時の間で、利用に支障のない範囲で球技場の現地見を調整します（利用状況等によっては、御希望の日時に添えない場合があります。）。

①法人名、②参加者氏名及び③希望する日時（複数）を E-Mail で御連絡ください。

- ※ 現地見は人工芝の周囲部分を想定しており、当日の利用状況によっては中心部まで御覧いただけない場合があります。
- ※ 質問等がある場合は、別途 E-Mail でお問い合わせください（現地見に本市

職員は原則として同行しませんので、現地での質問等にはお答えできません。)

6 その他

本取組は令和7年度予算議案が可決された場合に実施するものであり、現時点で人工芝改修工事や無償譲渡を確約するものではありません。

【問合せ先及び提出先】

担当 京都市文化市民局市民スポーツ振興室（三宅、馬屋原）

電話 075-222-3135

E-Mail sports@city.kyoto.lg.jp

※ E-Mail でのお問合せに御協力ください。